

改正

平成20年4月1日

いすみ市建設工事指名業者選定基準

(目的)

**第1条** 市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の一般競争入札における入札参加資格要件の設定及び指名競争入札に係る指名業者の選定に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

(等級別発注基準)

**第2条** 一般競争入札における入札参加資格要件の設定は、(表1)の工事の種類及び発注金額(当該工事の設計金額をいう。以下同じ。)に応じ、同表の等級欄に掲げる等級（以下「基準等級」という。）に格付された者の中から設定するものとする。

(表1)

等級	工事の種類及び発注金額			
	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事	備品その他工事
A	1億5,000万円以上	1億5,000万円以上	1億5,000万円以上	1億5,000万円以上

2 指名業者の選定は、(表2)の工事の種類及び発注金額に応じ、それぞれ同表の基準等級に格付された者の中からは行うものとする。

(表2)

等級	工事の種類及び発注金額			
	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事	備品その他工事
A	6,000万円以上1億5,000万円未満	1億円以上1億5,000万円未満	2,000万円以上1億5,000万円未満	2,000万円以上1億5,000万円未満
B	2,000万円以上6,000万円未満	2,000万円以上1億円未満	500万円以上2,000万円未満	500万円以上2,000万円未満
C	500万円以上2,000万円未満	500万円以上2,000万円未満	500万円未満	500万円未満

	円未満	円未満		
D	500万円未満	500万円未満	—	—

(発注基準に対する特例)

**第3条** 第5条の規定による指名業者数の選定が困難であるときは、前条の規定にかかわらず、当該工事の基準等級の直近上位又は直近下位の等級に格付された者を指名することができるものとする。ただし、一の工事について、直近上位の等級に格付された者及び直近下位に格付された者を同時に指名することはできないものとする。

2 前項の場合において、発注金額が次表の工事の種類に応じそれぞれ同表に掲げる発注金額以上である工事については、直近下位の等級に格付された者を指名することはできないものとする。

工事の種類	ほ装工事	設備その他工事
発注金額	5,000万円	5,000万円

3 次に掲げる工事については、第1項の規定によるほか、当該工事の基準等級の2等級以上の上位の位の等級に格付された者を指名することができるものとする。この場合において、一の工事の指名業者は、同一等級又は直近等級に格付された者に限るものとする。

- (1) 災害その他の理由により緊急を要する工事
- (2) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (3) 主として請負った工事と密接不可分の関係にある工事

4 当分の間、第2条及び第1項の規定にかかわらず、市内業者育成観点から、実績等を勘案して、市内業者の選定には特に配慮するものとする。ただし、高度の技術を必要とする工事についてはこの限りでない。

(指名の制限)

**第4条** 工事の発注金額が、指名しようとする者の当該工事の発注工種に係る年間平均完成工事高を越える場合は、当該指名しようとする者を指名することはできないものとする。ただし、新たに入札参加した者等で当該工事について施工能力があると認められるものは、この限りでない。

(指名業者数)

**第5条** 指名業者の数は、当該工事の発注金額に応じ、それぞれ次表に定めるところによるものとする。ただし、第3条第3項に掲げる工事等で同表の指名業者数を指名することが困難な場合は、この限りでない。

発注金額	指名業者数
500万円未満	5社以上
500万円以上1,000万円未満	6社以上
1,000万円以上1億円未満	8社以上
1億円以上1億5,000万円未満	10社以上

(指名業者選定にあたっての留意事項)

**第6条** 指名業者の選定にあたっては、次の掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

2 指名業者の選定にあつては、前項の規定によるほか、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づき、市内の中小建設業者の受注機会の確保に配慮するものとする。

(業務委託契約等に係る指名業者の選定)

**第7条** 建設工事等に係る業務委託契約及び物件の購入契約の指名業者の選定については第5条及び前条の規定を準用するものとする。

#### 附 則

この基準は、平成17年12月5日から施行する。

#### 附 則 (平成20年4月1日)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。